紙の手形・小切手
利用廃止へ

2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(内閣官房)」より)

ちばぎん　千葉興業銀行　京葉銀行

千葉信用金庫　銚子信用金庫　TOKYO BAY SHINKIN 東京ベイ信用金庫　地域と共に、皆様と共に 館山信用金庫

佐原信用金庫　房総信用組合　銚子商工信用組合　君津信用組合

Q 2027年3月末までに電子化しないとどうなるの？

A 事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒しで手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています（手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等）。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。

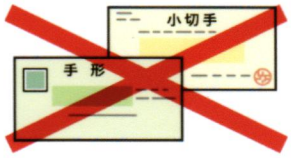

Q 電子的決済サービスには何があるの？

A でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負荷軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化のメリット

1 コスト削減
- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

2 事務負荷軽減
- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

3 リスク低減
- ☑ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q 電子的決済サービスの導入は難しくないの？

A かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1 金融機関へご相談/申込
事業者さまの電子化支援や資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

STEP 2 取引先へご案内
でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えを案内

STEP 3 社内の導入準備
事務手続きや管理手順の見直しを行い初期設定

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

令和７年11月

お客さま各位

東京ベイ信用金庫

手形・小切手機能の全面的な電子化への対応について（その2）

現在、当金庫を含む金融機関では、政府の「成長戦略実行計画」等を踏まえ、令和８年度末までの「手形・小切手機能の全面的な電子化」に取り組んでいます。

お客さまにおかれましても、令和９年３月末までに「紙の手形・小切手を電子決済サービスに移行する」ことが必須になりますので、お早めのご対応をお願い申し上げます。

当金庫でも手形・小切手の電子化に向けた取り組みとして、下記の対応を実施しますのでお知らせいたします。

今後もお客さまに安心してご利用いただけますよう、一層の利便性向上につとめてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

１．手形・小切手の発行終了日：令和８年３月３１日（火）

２．その他の対応等

実施内容	実施時期	備考
イ. 手形専用当座勘定の新規取扱い終了	令和７年11月28日	昨今の決済方法の多様化により、近年は開設のお申し込みもないことから新規取扱いを終了させていただきます。
ロ. 預金小切手（自己宛小切手）による支払保証の取扱い終了	令和７年12月30日	手形・小切手の発行終了にともない、取扱いを終了します。
ハ. 払戻請求書による当座預金出金の取扱い開始	令和８年１月５日	当座預金（当座勘定）の払戻請求書による取扱いを開始します。ただし、払戻請求書によるお引出しは、口座開設店に限ります。
ニ. 当座預金の新規口座開設受付終了	令和８年３月31日	当座預金の新規口座開設受付を終了します。ただし、でんさいネットおよび当座貸越をご契約される方を除きます。

３．代替サービスについて

当金庫では、手形に代わる決済方法として、「でんさい」のご利用を推奨しております。

また、小切手に代わるお振込みに「インターネットバンキング」をご用意しておりますので、この機会にぜひ導入をご検討ください。

◎ご不明な点やご相談がございましたら、お気軽にお取引店舗までお問い合わせください。

以上